

所沢市告示第8号

土地区画整理法（昭和29年5月20日法律第119号。以下「法」という。）第39条第2項において準用する法第21条第1項の規定に基づき土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、法第39条第4項及び土地区画整理法施行規則第3条第6項に基づき下記の事項を公告する。

令和8年1月19日

所沢市長 小野塚 勝彦

記

1. 組合の名称

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

2. 事業施行期間

平成29年4月3日（公告の日）から令和9年3月31日まで

3. 施行地区

所沢市大字北秋津字北ノ台、上ノ台、逢山、東境、生場、篠山、茨原前、中山、岬山、下ヶ谷戸、下川原、阿間巖下、牛沼道の各一部  
所沢市大字上安松字谷戸崎、清水久保、道上の各一部

4. 事務所の所在地

埼玉県所沢市大字北秋津418番地5

5. 設立認可の年月日

平成29年4月3日

6. 変更の内容

第16条第1項第2号「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」を「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」に改める。

7. 定款の変更認可の年月日

令和8年1月19日

所沢市告示第9号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

令和8年1月19日

所沢市長 小野塚

勝俊

記

1. 組合の名称

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

2. 事業施行期間

平成29年4月3日（公告の日）から令和9年3月31日まで

3. 施行地区

埼玉県所沢市大字北秋津及び大字上安松の各一部

4. 事務所の所在地

埼玉県所沢市大字北秋津418番地5

5. 設立認可の年月日

平成29年4月3日

6. 変更認可の年月日

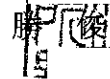
令和8年1月19日

所沢市告示第10号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という）第39条第2項で準用する第21条第6項の規定により、所沢都市計画事業北秋津・上安松土地区画整理事業に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書について、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月19日

所沢市長 小野塚



記

1. 組合の名称

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

2. 縦覧期間

令和8年1月19日（公告の日）から法第45条第5項（組合設立認可の取り消し又は組合の解散）又は法第103条第4項（換地処分）の公告の日まで  
（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く）

3. 縦覧場所

所沢市役所 高層棟5階 市街地整備課

4. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5. 問い合わせ

所沢市 街づくり計画部 市街地整備課（電話：04-2998-9208）

所沢市告示第11号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

令和8年1月19日

所沢市長 小野塚 勝彦

記

1. 組合の名称

三ヶ島工業団地周辺土地区画整理組合

2. 事業施行期間

令和5年10月6日（設立認可公告の日）から令和12年3月31日まで

3. 施行地区

埼玉県所沢市林一丁目の一部

4. 事務所の所在地

埼玉県所沢市林一丁目299番地の10（株キノシタ2階

5. 設立認可の年月日

令和5年10月6日

6. 変更認可の年月日

令和8年1月19日

所沢市告示第12号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という）第39条第2項で準用する第21条第6項の規定により、所沢都市計画事業三ヶ島工業団地周辺土地区画整理事業に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書について、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月19日

所沢市長 小野塚 勝 俊

記

1. 組合の名称

三ヶ島工業団地周辺土地区画整理組合

2. 縦覧期間

令和8年1月19日（公告の日）から法第45条第5項（組合設立認可の取り消し又は組合の解散）又は法第103条第4項（換地処分）の公告の日まで  
（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く）

3. 縦覧場所

所沢市役所 高層棟5階 市街地整備課

4. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5. 問い合わせ

所沢市 街づくり計画部 市街地整備課（電話：04-2998-9208）

所沢市告示 第13号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和8年1月19日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和8年1月15日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 6台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間  
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)
- 5 返 還 場 所 喜多町自転車駐車場内保管場所  
喜多町2番12号  
電話04-2924-9419  
月～土曜日(12/29～1/3を除く)  
午前9:00～午後5:30
- 6 問い合わせ先
  - (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
  - (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課  
電話04-2998-9140

令和8年1月19日

## 保管した簡易違反広告物に関する公示

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき、除却した広告物又は掲出物件を保管していますので、同法第8条第2項の規定によりその保管物件を下記のとおり公示します。

返還の申し出をする場合は、本人を確認できる書面、当該屋外広告物の所有者等であることを証する書面及び印鑑をご持参のうえ、「所沢市役所低層棟2階道路維持課」に来庁し、返還を受けてください。

公示の日から2日を経過してもなお返還の申し出がない場合は、屋外広告物法第8条第3項又は第4項の規定により売却又は廃棄することがあります。また、公示の日から6箇月を経過してもなお返還の申し出がないときは、当該屋外広告物の所有権は、所沢市に帰属します。

所沢市長 小野塚 勝俊

## 記

| 保管の場所  |        | 所沢市大字上安松1167番地(所沢陸橋下倉庫) |             |                           |            |    |
|--------|--------|-------------------------|-------------|---------------------------|------------|----|
| 整理番号   | 名称又は種類 | 数量                      | 放置されていた場所   | 除却した日時                    | 保管を始めた日時   | 摘要 |
| 071223 | はり札    | 2                       | 金山町18番地     | 令和7年12月23日<br>13:49       | 令和7年12月23日 |    |
|        | 立看板    | 1                       | 金山町18番地     | 令和7年12月23日<br>13:49       | 令和7年12月23日 |    |
| 071224 | はり札    | 27                      | 東所沢3丁目23番地他 | 令和7年12月24日<br>10:48~13:30 | 令和7年12月24日 |    |
|        | 立看板    | 4                       | 東所沢3丁目23番地他 | 令和7年12月24日<br>10:48~13:30 | 令和7年12月24日 |    |
| 071225 | はり札    | 8                       | 山口443番地     | 令和7年12月25日<br>11:03       | 令和7年12月25日 |    |
|        | 立看板    | 2                       | 山口443番地     | 令和7年12月25日<br>11:03       | 令和7年12月25日 |    |

所沢市上下水道告示第3号

所沢市水道料金等徴収業務委託に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和8年1月19日

所沢市上下水道事業管理者 鈴木 哲也



所沢市選管告示第 1 号

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令第 17 条ただし書きの規定により、所沢市の選挙人名簿の登録の移替えを下記の期間延期する。

令和 8 年 1 月 19 日

所沢市選挙管理委員会  
委員長 吉 田 正

記

登録の移替えを延期する期間

令和 8 年 1 月 20 日から令和 8 年 2 月 8 日まで